平成２７年（フ）第７９９号
三重県桑名市大字坂井907番地３　まるしげ荘202号、従前の住所愛知県半田市向山町２丁目97番地１　グランドール302号
債務者　吉田　堯一
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８００号
三重県桑名市大字坂井907番地３　まるしげ荘202号、従前の住所愛知県半田市向山町２丁目97番地１　グランドール302号
債務者　水谷　好子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６４号
名古屋市千種区山門町１丁目11番地　覚王山コーポレーション40号
債務者　宮川　　聡
法定代理人成年後見人　弁護士法人リオ・パートナーズ
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８号
釧路市鳥取大通６丁目６番14号　さしまマンションＡ－１号室、申立時の住所釧路市鳥取北９丁目20番21号
債務者　高田　清朗
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４９号
北海道釧路郡釧路町別保10丁目30番地　Ｓ４－424号室
債務者　吹越　祐子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２０９号
東京都日野市三沢１丁目12番地の21光コーポ202
債務者　田村　知子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９号
岐阜県飛騨市古川町殿町６番８号
債務者　菅沼　一英
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月30日午前11時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
岡山市中区四御神836番地
債務者　**繁**浪友里亜
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４号
岡山市中区中島121番地１ホーメスト中島Ａ－303
債務者　坂口真佐子（旧姓山崎・坂口・水口）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５号
岡山市北区野田５丁目16番12号
債務者　水田　隆信
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６号
岡山県玉野市玉原２丁目11番１－306号
債務者　田原　　弘
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７号
熊本県山鹿市小坂508番地
債務者　園田　真弓
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
長崎県北松浦郡佐々町市瀬免25番地１　ステップハイツ101号、前住所長崎県北松浦郡佐々町松瀬免233番地83
債務者　北川　一喜
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
長崎県佐世保市城山町８番24号　チャオ城山702、前住所長崎県佐世保市石坂町４番５号コーポ石坂Ａ－２
債務者　ＣＯＲＤＥＲＯ　ＣＥＣＩＬＩＡ　ＹＵＫＩＭＩ（通称松尾セシリア）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係